

中小企業・
小規模事業者の
みなさまへ

経営改善計画 策定支援事業 (計画策定費用補助) のご案内



北海道信用保証協会では、事業者の経営改善計画策定の促進を通じた経営改善支援を目的として、国の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」の支援を受けられた方に対して、経営改善計画策定費用の一部補助(1回あたり上限10万円)を行っていますのでご活用ください。

本補助の対象は、経営改善支援センターへの利用申請時点で当協会の保証を利用されている小規模(売上1億円未満かつ有利子負債1億円未満)の事業者で、国の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」の利用に基づく協会からの支援(条件変更や新規保証)を受けた方が対象となります。

国の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」とは

現在、条件変更や新規融資などの金融支援が必要な中小企業・小規模事業者のみなさまが、国の認定を受けた外部専門家(認定支援機関)の支援を受けて経営改善計画を策定(「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」)する場合、その費用を国の業務委託先である経営改善支援センターでは総額の3分の2(上限200万円)まで負担する支援を行っています。

認定支援機関による経営改善計画策定支援事業

経営改善支援センター(全国47都道府県に設置)

費用の2/3を支援

認定支援機関と
連名で相談・申込

中小企業・小規模事業者

費用の1/3を負担

・計画策定支援
・フォローアップ

認定支援機関(弁護士・税理士・金融機関等)

保証協会

事業者負担部分にあたる計画策定費用の3分の1のうち、1回あたり10万円を上限として補助します。(ただし、モニタリング費用は除きます。)

協議

金融機関

札幌商工会議所
北海道中小企業再生支援協議会
北海道経営改善支援センター

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目
北海道経済センター6階
電話 011-232-0217

【お問合せ先】

「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」の詳細につきましては、経営改善支援センターにお問合せください。



補助申請の流れ

補助利用申請

◎申請者は、国の支援事業利用申請し、経営改善支援センターの受理通知後、速やかに当協会へ補助利用申請を行う。

【提出書類】「補助利用申請書(様式1)」
(経営改善支援センターへの利用申請書類の写を添付)

補助利用申請受領

◎当協会は、「補助利用申請書(様式1)」に受付印を押印して、その写を申請者へ交付する。

経営改善計画策定

◎申請者は、認定支援機関の支援を受けて経営改善計画を策定する。

補助交付申請

◎申請者は、経営改善計画策定後、当協会へ補助交付申請を行う。

【提出書類】「補助交付申請書(様式2)」
(経営改善支援センターへの支払申請書類の写を添付)
「経営改善支援センターから費用負担の支払いを受けたことを証する書面(写)」
「申請者による費用負担額の支払いを証する領収書(写)」

交付決定および振込

◎当協会は、「補助交付決定通知書(様式3)」を申請者へ交付する。

◎当協会は、補助交付決定通知書発送後、補助交付申請書記載の申請者名義の口座に補助金の振込を行う。

振込金確認

◎申請者は入金の確認を行う。

【お問い合わせ先のご案内】

北海道信用保証協会 業務統括部 経営支援室 期中支援課

〒060-8670 札幌市中央区大通西14丁目1番地 TEL: 011-241-2233 FAX: 011-221-6963

お体の不自由なお客さまへ／ご来店時は職員がお手伝いいたしますので、事前にご連絡ください。